

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、別表1及び別表2により不開示とする部分を除き開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年5月11日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「実施機関」という。）に対し、「医学部臨床系部門において、平成14年度から18年度に受け入れた 奨学寄附金の寄附者、寄附金額、受け入れ教官のわかる文書 寄附講座の講座名、寄附者、寄附金額のわかる文書 受託研究の委託者、受け入れ金額、受け入れ教官のわかる文書 民間等との共同研究の申込者、受け入れ金額、受け入れ教官のわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年6月22日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「外部資金受入（寄附・受託・共同研究関係）状況（平成14年度分～平成18年度分）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分（以下「本件不開示情報」という。）

寄附者等氏名（地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人並びに寄附講座に係るものを除く。）

（2） 開示しない理由

条例第7条第2号又は第3号に該当

- ・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ・ 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年8月13日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、開示を求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年8月24日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、当審査会に対し、平成19年8月13日に異議申立書を、平成19年11月12日に理由説明書に対する意見書を提出し、これらにおいて主張している異議申立ての趣旨及び理由並びに理由説明書に対する意見は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

不開示となった部分のうち、寄附者等氏名（個人名であって条例第7条第2号ただし書又は第3号に該当しないものは除く。）の開示を求める。

2 異議申立ての理由及び理由説明書に対する意見

（1）異議申立書

ア 寄附金に係る寄附者等氏名の開示を求める理由について

（ア）実施機関は、寄附者が法人等である場合、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。しかし、条例第7条第3号には、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」というただし書がついている。大学の医学部で実施される臨床研究は、新しい治療方法の研究や新薬の開発など、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究である。このような研究が不適切な形で実施されていれば、人の生命、健康に害をもたらす危険もある。寄附金は、上記のような人の生命や健康にかかわる研究を奨励する目的で法人等が提供した資金である。しかも、寄附金は、資金提供されても、その用途が制限されていないため、研究者と企業の癒着がより発生しやすいと指摘されている。公益機関である実施機関は、人の生命や健康に直接かかわる研究に、どのような法人が、いくら資金提供を行っているか、社会に対して説明する責任があり、この説明責任は企業等の利益よりも優先されるべきである。実施機関は、むしろ、条例第7条第3号を適用して、寄附者が法人等である場合の寄附者名について開示すべきだと考える。

（イ）実施機関は、寄附者が法人等である場合の寄附者の名称等について、公にす

ることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、異議申立人は、この主張には根拠がないと考えている。異議申立人は、同様の法人文書開示請求を全国の国公立大学法人に対して実施したが、寄附者の名称を法人、個人含めて全面不開示にした大学法人は数大学しかなく、大半の大学法人は個人名を除き開示する決定を行った。しかし、この開示によって、当該法人等の地位が不当に損なわれる等の問題が明白になった例は認められないからである。

(ウ) 文部科学省が平成18年3月に、国立大学医学部長会議と国立大学附属病院長会議の協力のもとに策定した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」では、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設・機関が実施する臨床研究は、極めて倫理性と専門性が高く、透明性、信頼性、そして高度な専門性を担保として実施されることが求められるとした上で、当該組織及び所属個人の利益相反にかかる情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。寄附金の受け入れは、まさに利益相反にかかわる事項であり、内部で適正に管理を行うことはもちろん、社会の求めがあった場合は、適切に情報開示すべきものとする。

(エ) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会は、平成19年7月11日付けの平成19年度(独情)答申第49号において、国立大学法人高知大学が諮問した「医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入一覧」の一部開示決定に関する件」において、寄附者が法人等の場合の当該法人等の名称並びにその役員等の肩書及び氏名を開示すべきであるという答申を行った。同審査会は、平成17年1月28日付けの平成16年度(独情)答申第33号で国立大学法人大分大学からの同様の諮問に対し、不開示を支持する決定をしており、これを覆す答申である。平成19年度(独情)答申第49号では、かつては多くの企業が内部管理情報を明らかにしてこなかったが、企業側が内部管理情報であっても積極的に公表することが社会の信頼を得、自らの利益につながるという考え方に急速に変わってきている。企業からの大学の寄附の活用は国が推進をする産学連携の柱の一つであり、その目的は得られた研究成果を国民の安心、安全な生活の実現等のために社会に還元することなので、寄附金の提供・受入を含む大学と企業との連携関係は少なからず社会的公共的性格を持つ。可能な限り透明にすることが望まれる。奨学寄附金の性格上、法人等の名称が開示されても直ちに当該法人等の企業活動に影響を与えるほどの機密性の高い経営戦略までが明らかになるとは言えず、寄附金の額の多寡から当該法人の具体的な経理内容までが明らかになるとは言えない。寄附者である法人等と国立大学法人の関係の透明性を確保し、あらぬ疑念を抱かせないためにも実態を明らかにする意義は大きい。最近では、奨学寄附金の法人寄附者の名称等をホームページで公開したり、開示請求に対して開示したりする国立大学法人が増えているが、それによって特段の支障が生じている状況もみられない。との理由で、寄附者である法人等の名称を開示すべきとしている。また、公立大学法人においても、公立大学法人横浜市立大学への同様の開示請求について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会で審議が行われ、平成18年10月の答申で、奨学寄

附金は寄附者である法人等の課題に応じて研究が行われるものではなく、このため、奨学寄付金により行われた研究内容から寄附を行った法人等の課題を推測し得るとはいえず、寄附者である法人等の名称が公になったとしても当該法人等の経営戦略などの内部情報が推測され得るものではないとして、法人名については開示が妥当との結論を下している。これらの答申は昨今の大学への寄附金に対する社会の見方を敏感に反映し、適切な判断を下したものと、異議申立人は考えている。実施機関においても、これらの答申の理念と昨今の社会情勢を踏まえ、寄附金の寄附者である法人等の名称を不開示とすることが妥当かどうか、ぜひとも再検討していただきたい。

イ 受託・共同研究に係る寄附者等氏名の開示を求める理由について

- (ア) 本件開示請求は、人の生命や健康にかかわる研究についての研究者と企業との関係を調査するという目的がある。実施機関は、非公開とした理由について、条例第7条第3号を挙げ、「公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため」としているが、異議申立人は、受託研究、共同研究の申込者名は、条例第7条第3号に該当する情報ではないと考えている。異議申立人は、同様の法人文書開示請求を全国の国公立大学に対して実施、すでに開示決定通知書を受け取った大学法人の中でも、6大学法人は受託、共同研究の申込者名を全面開示する決定を行った。しかし、これらの大学法人において、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えた事実は認められていない。このことは、受託、共同研究の申込者名の項目は、条例第7条第3号には該当しないことの証左ではないかと考えている。
- (イ) 実施機関が、受託、共同研究の申込者名を公表することで、申込者である法人等に不利益を与えると主張するならば、法人等の受ける不利益はどのようなものなのか、そしてその不利益は、社会への説明責任に比べても重いものなのか、実施機関は、個別、具体的に立証する必要があると考える。前述した通り、異議申立人は、医学部のある全国の国公立大学法人に対して同様の開示請求を実施したが、このうちほとんどの大学法人は、受託、共同研究の申込者名を全面公開するか、申込者である民間機関等に確認した上で相手の同意が得られた場合は公表するという決定を行った。申込者に確認をした上で、開示決定を行った大学法人の文書を見ると、申込者の開示率は少なくとも5割以上、多いところではほとんどが開示されていた。これは、少なからぬ法人等が受託、共同研究の申込者名が公開されても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断したためではないかと受け止めている。実施機関は、受託、共同研究の相手方が法人等である場合であっても、少なくとも、申込者である相手方に第三者照会をした上で、開示不開示の判断をするべきではないかと異議申立人は考えている。
- (ウ) 文部科学省が平成18年3月に、国立大学医学部長会議と国立大学附属病院長会議の協力のもとに策定した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」では、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設・機関が実施

する臨床研究は、極めて倫理性と専門性が高く、透明性、信頼性、そして高度な専門性を担保として実施されることが求められるとした上で、当該組織及び所属個人の利益相反にかかる情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。大学が企業等と連携して行う臨床研究は、利益相反にかかわる事項であり、内部で適正に管理を行うことはもちろん、社会の求めがあった場合は、適切に情報開示すべきものとする。

(エ)最後に、公益的な存在である国公立大学法人に対し、民間法人等が受託、共同研究を申し込んだ場合、民間企業間の共同研究とはその意味づけが違ってくると異議申立人は考えている。ましてや、人の生命を扱う医学分野の臨床研究は、人の生命、健康に直結する研究であり、このような研究に対する社会の目は近年、急速に厳しくなっている。実施機関は、不開示の理由として、条例第7条第3号を挙げているが、この号には、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」というただし書がついている。公益機関である実施機関は、医学分野における臨床研究の透明性を確保するための情報公開の重要性について、現在の社会情勢を踏まえて再検討を行い、処分の変更をするよう強く望んでいる。

(2)理由説明書に対する意見書

ア 「寄附者等氏名が民間法人等である場合」で、外部資金の種別が「受託・共同研究関係」に該当する場合、異議申立人は「少なくとも寄附者等氏名に記載された当該法人等に第三者照会をした上で、当該法人等が開示を了承した場合は開示」するように求めている。受託・共同研究といったテーマを指定した研究は、単なる寄附金とは異なり、企業の経営戦略に直結しており、異議申立人も、開示することで当該法人等の正当な利益を害するおそれがある可能性を認識している。しかし、ほかの大学法人の開示決定を見ると、ほとんどの大学法人が第三者照会をした上での開示をしており、そのなかでは多く(大半は半数以上)の民間企業等が開示を了承している。民間企業等が開示を了承しているものに対し、大学法人が「公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある」と判断する根拠はなくなるのではないかと考える次第である。

イ 「寄附者等氏名が個人である場合」であるが、異議申立人は個人情報であっても条例第7条第2号ただし書又は第3号に該当する場合は開示していただきたいと考えている。

条例第7条第2号ただし書を除くというのは、同号ア、イ、ウに該当するものを除くという意味で、具体的には、個人が公人(政治家など)であったり、公務員等であったりする場合は開示をしていただきたいという趣旨である。異議申立人は、医学部のある全国の国公立大学法人に同様の開示請求をしたが、寄附者が受け入れ教官自身、または本人以外の大学の教官であるというケースが散見された。実態としては外部からの資金であっても、帳簿上の問題で受け入れ教官自身が寄附をした形をとったり、寄附金や研究費の分配のため、本人以外の大学の教官が寄附、受託、共同研究の申込者の形をとることがあると説明を受けた。

そこで、寄附者名等の欄に記載されている名前が個人であっても、公務員等である場合はただし書ウに該当すると考え、そのような場合があれば開示していただきたいと考えている。寄附者名等に記載された公務員等の個人名が、それが職務遂行に係る情報なのかどうかという議論があり、他の国公立大学法人においても、職務遂行に係る情報であると判断して開示した大学法人と、職務遂行に係る情報ではないと判断して不開示とした大学法人に分かれた。異議申立人は、これは職務遂行に係る情報であると考え、開示を検討していただきたいと考えている次第である。

条例第7条第2号ただし書イをどのように解釈するかであるが、異議申立人らは大学の医師、研究者と企業との関係を調べる目的で開示請求を行っているので、寄附等の申込者が純然たる個人の場合の開示は求めている。従って、寄附者等が純然たる個人の場合は、その個人名は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは考えていない。

ウ 条例第7条第3号に該当する個人名についてであるが、同号では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」という規定がある。このような個人名が実際に帳簿上に存在するかどうかはこちらで推し量ることはできないが、他大学法人の事例で、この項目を分けて議論されている例があったので、開示請求の対象とした。具体的には、個人名であっても、その個人が製薬企業等の社長や役員、営業所の責任者などの場合は、開示の検討対象としていただきたいということである。仮にこのような情報が存在した場合、「寄附者等氏名が民間法人等である場合」と同様に、外部資金の種別が「寄附」の場合は全面開示を、「受託・共同研究関係」の場合は、第三者照会をした上での開示を求めたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、平成19年10月10日に当審査会へ提出した理由説明書において本件決定の理由を説明している。その後、実施機関は、本件決定において不開示とした受託研究及び共同研究に係る法人等の名称について再検討を行った。その結果、本件決定に係る判断を変更することとし、平成21年1月21日に「意見の補充について」を当審査会へ提出し、その理由を説明している。

1 理由説明書

(1) 外部資金の受入について

実施機関においては、教育、研究、診療の一層の発展・充実のため、教育及び学術研究に使用されることを目的とする「寄附金」、民間等外部からの委託を受けて研究を実施し、その成果を委託者に報告することを目的とする「受託金」、民間等の研究者と共通の課題について、対等の立場で共同並びに分担して行う共同研究に際し、民間等外部機関が本学での研究に要する経費を分担する場合の「研究費」、民間等外部からの寄附を有効に活用して講座において行われる教育研究に相当するものを実施することを目的とする「寄附講座に係る寄附金」等の受入を行っている。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、上記(1)により受け入れることとなった寄附金等の外部資金について、入金確認(消し込み処理)や各教室へ月ごとの入金状況の通知を行うために作成している文書で、外部資金の種別、寄附者等氏名、受入教室、受入教官及び受入金額を記載している。

(3) 不開示の理由

ア 条例第7条第2号該当性について

個人の氏名が記載されているものは、寄附に関してのみであるが、本学に対する寄附金額及び寄附者名により個人を特定される情報であることから、寄附者名は、条例第7条第2号本文に該当する情報である。

次に、第2号の除外規定であるただし書ア、イ、ウについて検討すると、まず、個人寄附者名を公にすることを規定する法令等はなく、かつ、慣行もないので、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことは明白であり、また、寄附者名を開示しないことにより、人の生命、健康、生活又は財産を害することとなる情報とは言い難いので、人の生命等を保護するため、公にすることが必要と認められる情報でもない。さらに、寄附者が仮に本学の教員等であったとしても、寄附行為それ自体はあくまでも私的行為であり、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分とはいえないものである。

以上のことから、本件行政文書における個人の寄附者等氏名は、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当せず、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報であると判断する。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 寄附については、法人等(地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人及び個人を除く。)が寄附者の場合、その法人等の名称を開示すると、既に関示されている寄附金額及び受入教官名から、当該法人等がどのような研究分野に重点的に寄附を行っているかが分かり、そのことにより、法人等の重点的開発分野、今後の経営戦略等が明らかとなり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該法人等の名称を開示しないことにより、人の生命、健康、生活又は財産を害することとなる情報とは言い難いので、人の生命等を保護するため、公にすることが必要と認められる情報でもない。

(イ) 受託研究及び共同研究については、法人等の名称と受入教官名を開示すると、受入教官の専門分野から法人等の研究課題・目的等が推測され、ひいては法人等の今後の経営戦略、特許・実用新案等の知的財産の内容等が明らかとなり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該

法人等の名称を開示しないことにより、人の生命、健康、生活又は財産を害することとなる情報とは言い難いので、人の生命等を保護するため、公にすることが必要と認められる情報でもない。

以上のことから、本件行政文書における法人等の名称は、条例第7条第3号アに該当するとともに、同号ただし書には該当しないので、不開示情報であると判断する。

2 意見の補充について

本件決定に係る条例第7条第3号アの該当性に関する再検討について

(1) 経緯等

本件決定時には、奈良県の情報公開における基本的な考え方を踏まえ、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人並びに寄附講座に係るものについては、寄附者等氏名を開示することとし、その他の法人等の名称は、条例第7条第3号アに該当するものと判断した。

その後、いくつかの国公立大学における本学と同様の開示請求に対する一部開示決定処分に対する異議申立てに関し、情報公開・個人情報保護審査会等の答申が明らかとなったところである。たとえば、鹿児島大学、滋賀医科大学、愛媛大学、広島大学等（以下「鹿児島大学等」という。）では、一部開示決定処分あるいは審査会へ補充理由説明を行うに際し、法人等の委託者の名称、研究課題等の開示・非開示に関し、該当する法人等へ意見照会を行っている。

ところで、実施機関における共同研究及び受託の件数は膨大なもので、かつ、時間的な制約もあったので、いくつかの国公立大学法人が行った関係法人等に対する意見照会等は行わず一部開示決定を行った。

その後、前述のとおり、鹿児島大学等において、法人等に対し意見照会も行ったうえで不開示情報該当性を判断していることが明らかとなったところである。

実施機関においては、異議申立てを受け本件決定の妥当性を再精査するに際し、関連情報の公表状況の調査等を行ってきた。

ただ、個々の法人等における内部事情、当該法人等での該当する共同研究・受託の戦略上・経営上の位置付け、当該共同研究・受託に係る競合する他社（他校）との関係、該当契約の相手先である実施機関の重要度、開示することによってどのような影響が法人等に生じるおそれがあるのか等（以下「内部事情等」という。）について、実施機関単独で判断を行うことは、実際、非常に困難であると共に、受託及び共同研究に関し契約の相手方である法人等の名称を公にする慣行は従来からない状況で、法人等にとっても公にされることは予定外のことであるので、相手方の意思を確認しないで公表することは適当でないとし、鹿児島大学等で実施した関係法人等への意見照会も行うことで、より多面的・具体的に不開示情報該当性の検討を行うことが出来るものと判断し、実施機関においても意見照会を実施することとした。

このようにして、不開示情報該当性について、更なる検討を行ったものである。

(2) 意見照会の概要

開示請求の対象となっている行政文書である「外部資金受入（寄附・受託・共同研究関係）状況（平成14年度分～18年度分）」で、受託（治験、市販後調査、大学受託、病院受託）の委託者又は共同研究の共同研究者として「寄附者等氏名」欄に記載されている法人等の名称の内、一部開示決定において非開示とした99法人等（当該法人等がその後合併等を行っている場合は、現在、当該法人等の事業を受け継いでいる法人等）に対し、960件の共同研究及び受託実績に関し、平成20年8月13日付け奈医大研第567号により意見照会を実施し、98法人等から回答があった。

(3) 再検討結果について

個々の案件について、法人等への意見照会、関連情報の公表状況の調査等の結果を踏まえ、本件決定における不開示情報該当性について、再度、検討した。

その際、意見照会結果の取扱い等については、前述のとおり、個々の法人等における内部事情等について、実施機関単独で判断を行うことは、実際、非常に困難であり、先行する鹿児島大学等に係る審査会での処分庁の考え方も参考とし、基本、照会を行った法人等の意見をもとに、不開示情報該当性について検討することとした。

これら処分庁の考え方は、処分庁単独で機械的・一律的に判断を行うことは、実際、非常に困難であると処分庁自身が認識した結果によるものと推測されるところで、実施機関においても、既に論文等で発表され公知の事実となっており不開示とする理由がない等の形式的判断を行う場合を除き、不開示情報に該当するのか否かに関し実体的判断を行うには、開示請求の対象となっている法人等からの意見は、無視し得ない重要な判断材料であるとの認識に至った。

その結果、不開示情報に該当しないと判断したものは次のとおりである。

ア 実施機関が該当法人等と共同研究を行っている又は該当法人等から委託を受けていることが以下の事由により既に公知の事実であると認められ、不開示情報に該当しないと判断したもの

- (ア) 学会、論文等で既に公表している。
- (イ) 学校案内、入学案内等に掲載している。
- (ウ) ホームページで公表している。
- (エ) 特許出願を行い登録公開している。

イ 公知の事実ではないが、法人等の意見をもとに以下の事由により不開示情報に該当しないと判断したもの

- (ア) 当該法人等が制定した情報公開基準に照らし、法人等の名称を実施機関が開示しても支障がない。

(イ) 該当する共同研究・受託は、関係法令の規定、社内手続き等に基づき適正に行われたもので不明な点はなく、当該法人等の名称を実施機関が開示しても支障がない。

(ウ) 各法人等での検討結果や社会状況等を踏まえ、今回の開示対象となっている 外部資金の種別 寄附者等氏名 受入教室 受入教官 受入金額の 5 項目を実施機関が開示しても支障がない。

また、意見照会の回答が期日までに提出されず、再三、回答の依頼を行ったにもかかわらず回答のなかった 1 法人については、当該法人等の名称を開示することについて、当該法人からは開示することに支障があるとする積極的な意見が出なかったものとして取り扱い、不開示情報に該当しないものと判断した。

前述のとおり、意見照会の結果をもとに不開示情報該当性を判断したものと思量される鹿児島大学等では、いずれも諮問庁による一部開示決定が妥当なものと審査会は答申している。それぞれの大学で意見照会の対象としている情報項目は異なっているが、企業等から出された意見が不開示情報に該当するとして採用した意見は、概ね、対象となっている情報項目について、開示されると他社におおよその委託内容を推測される可能性がある 経営戦略上の重点内容が推測される、あるいは 当該情報自体が重要機密事項であるという意見にまとめられる。

また、情報を開示することによって被る企業等への不利益・損害を判断する際、どの程度具体的に判断すべきかについて、「受託研究の相手方の名称及び研究題目を公にすると、委託者が重視する研究分野やその研究内容、資金投入の度合い等が他の企業等に知られることとなるおそれがあり、それによって、当該委託者の経営戦略等の内部情報が取りざたされ、戦略の変更により経営上の打撃を受ける等予期せぬ影響が及ぶおそれがある」ことを不開示情報に該当するという、換言すれば、開示することにより企業等に種々の不利益が生じることが想定されるが、具体的に、どのような不利益がどの程度に生じるか見込めなくとも、その蓋然性がある程度予測できれば不開示情報に該当するとした諮問庁の判断（国立大学法人金沢大学に係る答申（平成 19 年 9 月 3 日・平成 19 年度（独情）第 72～74 号）もあるところである。

このような国立大学法人における先例も踏まえ、実施機関で、不開示情報に該当するものと判断し、本件決定を維持することとしたものは次のとおりである。

(ア) 特許出願手続き中で、該当する法人等の名称を実施機関が開示すると、既に開示済みである外部資金の種別、受入教室、受入教官、受入金額の情報と連結することにより、該当法人等と実施機関の特定教室の研究分野等から具体的な研究・開発内容が明らかとなり、特許出願に支障が来すものと認められるもの。

(イ) 製品開発等に関し、該当する法人等と実施機関の特定教室とが行っていたことが開示されると、双方の研究分野・専門領域から具体的な研究目的や内容が容易に類推されるとともに、開示済みの受入金額から研究規模も明らかとなり、製品開発等に支障が来すものと認められるもの。

(ウ) 該当する法人等では、受託に関する情報は社内的にも機密情報として管

理している、委託先の選定自体が受託実施上のノウハウである、限られた機関に委託している等、受託に関する情報を重要な企業秘密として取り扱っており、開示済みの外部資金の種別、受入教室、受入教官、受入金額に加え、実施機関が寄附者等氏名を開示すると、経営戦略等の内部情報が外部に対し明らかとなり、競合する他社・他校の当該分野への参入が容易になる、競合他社・他校への新たな対抗措置を講じる必要が生じる等、現行の経営戦略、営業活動等において変更を余儀なくされ、経営上の打撃を受けるとおそれがあると認められるもの。

以上により、本件決定時に寄附者等氏名を非開示とした受託934件並びに共同研究26件については、それぞれ、663件並びに23件を不開示情報に該当しないものと判断し、それら以外の別表1に掲げる部分に記載されている情報については、不開示情報に該当すると判断した。

(4) その他

前述のとおり、実施機関においては、受託及び共同研究に関し、契約の相手方である法人等の名称を公にする慣行は従来からなく、法人等においても公にされることは予定外のことであるので、県情報公開条例の「原則開示」という精神を尊重し、更なる情報の開示を行えば、法人等においては、今後の実施機関との受託及び共同研究の契約に対し消極的にならざるを得ず、その結果、実施機関における外部資金の減少は不可避のものとなり、ひいては、実施機関における研究活動に多大な影響を及ぼすものと見込まれる。また、附属病院で実施している治験等の情報が公表された場合、適正な手続きのもと実施しているにもかかわらず、患者及びその家族に対し不要な不安感を与えたり、附属病院に対する県民の信頼の低下を惹起せしめるということも予想され、附属病院における円滑な診療活動に重大な支障が生じ、法人収入の大半を占める診療収入の減少という法人経営上由々しき事態に陥ることも懸念されるところで、更なる情報の開示が、条例第7条第6号ウ及びオに該当しないとは必ずしも断言できないものとする。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が不開示情報を規定する条例

第7条各号に該当するかどうかを、本件事案の内容に即し判断することとする。

2 本件決定の内容及び実施機関の対応について

(1) 本件行政文書

本件行政文書は、実施機関が保有する平成14年度から平成18年度までの外部資金受入状況の一覧表である。当該文書は、寄附関係、受託研究関係及び共同研究関係に区別され、それぞれには、「番号」、「外部資金の種別」、「寄附者等氏名」、「受入教室」、「受入教官」及び「受入金額」の各欄が設けられている。

(2) 寄附関係の文書

実施機関は、本件決定において、寄附者等氏名については、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人並びに寄附講座に係るものは開示とし、その他のものは不開示とした。

(3) 受託研究関係及び共同研究関係の文書

実施機関は、本件決定において、寄附者等氏名については、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の機関、財団法人、社団法人並びに社会福祉法人に係るものは開示とし、その他のものは不開示とした。

その後、実施機関は、本件決定において不開示とした受託研究及び共同研究に係る法人等の名称について再検討を行った。その結果、実施機関は「意見の補充について」を当審査会に提出し、当初不開示とした本件決定のうち、別表1の不開示とする部分を除き開示することとした。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 寄附関係の文書

実施機関は、個人寄附者の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アからウまでに該当しないとして不開示としているので、以下検討する。

ア 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

本件不開示情報のうち、個人寄附者の氏名は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報のうち、個人寄附者の氏名は、これを法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえ、さらに、公務員等の職務遂行に関する情報でもないことから、同号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないものと認められる。

(2) 受託研究関係及び共同研究関係の文書

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報のうち、個人の氏名が記載されているのは、寄附に関してのみであって、受託研究及び共同研究においては個人の氏名は見当たらなかった。

(3) まとめ

したがって、本件不開示情報のうち、別表2の不開示とする部分に記載されている個人寄附者の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示情報のうち、法人等の名称が、同号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 寄附関係の文書

実施機関は、寄附に係る法人等の名称を開示すると、既に開示されている寄附金額及び受入教官名から、当該法人等がどのような研究分野に重点的に寄附を行っているかが分かり、そのことにより、法人等の重点的開発分野、今後の経営戦略等が明らかとなり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第3号に該当するとしている。

そもそも、大学に対する研究費等の寄附金は、学術研究に要する経費又は教育、

研究の奨励を目的とする経費に充てられるものであって、学術研究の結果生じた知的財産権を寄附者に譲与するなどの条件を付するものではない。つまり、寄附金は、受託研究や共同研究とは異なり、大学が主体的に行う学術研究、教育等のために寄附者が包括的に財政的支援をするものであり、寄附者の課題に応じて研究するために出捐されるものではない。

そうすると、法人等の名称が開示され、当該法人等に係る寄附金額及び受入教官名等の情報が分かったとしても、直ちに当該法人等の研究開発の課題が明らかになったり、企業活動に影響を与えるほどの機密性の高い経営戦略などの内部情報が明らかになるとはいえない。また、寄附者である法人等の名称は、当該法人等自身又は寄附を受け入れた大学が公表しなければ外部には分からないものであるが、寄附金として資金を提供している法人等とこれを受け入れている公立大学法人との間の関係の透明性を確保し、あらぬ疑念を抱かせないためにもその実態を明らかにする意義は大きいと考えられる。

最近、法人等の寄附者の名称をホームページで公表している国立大学法人や、本件開示請求と同様の開示請求に対して法人等の寄附者の名称を開示する国立大学法人もかなり認められるようになってきている。

したがって、法人等の寄附者がどこにいくら寄附をしているという情報が明らかになったとしても、実施機関がどのようなおそれが生ずるとは認められず、寄附に係る法人等の名称は、条例第7条第3号アに該当する情報とは認められない。

(2) 受託研究関係及び共同研究関係の文書

実施機関は、「意見の補充について」で、本件不開示情報のうち受託研究及び共同研究に係るものについて再検討を行った結果、別表1の不開示とする部分については不開示を維持するが、その他の部分は開示することとした。

そこで、実施機関がなお不開示を維持するとしている部分について、以下検討する。

実施機関は、受託研究及び共同研究に係る法人等の名称については、本件決定において不開示とした法人等に対し個別に意見照会を行って検討した結果であり、なお不開示を維持するとする部分は、特許や製品開発等に関する情報であり、既に開示済みである受入教室等との情報と連結することにより、具体的な研究目的や内容が容易に類推され、特許出願や製品開発等に支障を来すこととなり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

実施機関が法人等に対し個別に意見照会を行って検討した結果なお不開示を維持する情報については、これらの情報が開示されると、医薬品等の開発や営業に係る経営戦略が推測され、同業他社等との競争上の不利益を被るなどの事態が生じ得ることは否定できないと認められる。

したがって、本件不開示情報のうち、実施機関がなお不開示を維持するとしている受託研究及び共同研究に係る法人等の名称については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当する情報と認められる。

(3) まとめ

本件不開示情報のうち、寄附に係る法人等の名称にあつては条例第7条第3号の不開示情報に該当しないが、実施機関がなお不開示を維持するとしている受託研究及び共同研究に係る法人等の名称にあつては条例第7条第3号の不開示情報に該当すると判断する。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別表3のとおりである。

受託研究関係及び共同研究関係の文書で不開示とする部分

受託研究及び共同研究に係る外部資金受入状況の不開示とする部分は、当該外部資金受入状況の番号欄に記載された次の表の番号に対応する寄附者等氏名欄である。

平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
受託研究	共同研究								
1	6	3	6	1		1	8	1	
2		7		6		3		3	
3		8		13		5		14	
4		9		14		7		15	
10		14		16		15		18	
17		18		18		16		22	
18		19		24		20		23	
21		20		32		27		27	
22		31		33		29		31	
32		37		35		41		49	
36		46		36		45		52	
45		49		37		46		54	
49		50		38		49		55	
53		51		39		54		56	
54		52		50		55		62	
56		59		57		56		63	
66		63		58		57		64	
68		66		59		58		73	
70		80		72		72		74	
71		83		75		80		75	
72		88		83		89		76	
79		91		87		93		81	
87		94		90		95		91	
88		103		104		99		92	
89		107		127		102		102	
98		108		128		110		105	
99		115		129		120		106	
102		116		130		129		111	
105		124		131		131		112	
106		129		132		132		114	
110		136		133		133		115	
111		137		134		134		116	
115		138		136		135		119	
119		139		137		136		120	
120		142		138		137		132	
121		143		139		142		140	
126		144		140		143		141	
129		145		144		144		142	
130		147		145		146		143	
131		148		146		147		144	
132		149		147		148		148	
133		155		148		149		149	
134				150		150		150	
135				153		152		151	
137						153		152	
139						154		153	
140						157		154	
141						159		155	
142						160		156	
144						166		157	
148						172		158	
155						173		159	
156						174		160	
157						192		161	
162						203		162	
163						207		163	
170						208		164	
186						209		169	
						213		170	
								179	
								180	
								181	
								197	
								204	
								215	
								216	
								217	
								220	

寄附関係の文書で不開示とする部分

寄附に係る外部資金受入状況の不開示とする部分は、当該外部資金受入状況の番号欄に記載された次の表の番号に対応する寄附者等氏名欄である。

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
21	225	32	1	81
78	268	175	219	128
132	273	180	264	129
136	282	257	321	131
140	472	271	327	132
141	502	365	348	134
144	503	371	421	155
169	518	372	423	208
177	519	439	439	301
208	523	441	464	330
277	524	442	467	331
279	530	465	468	332
287	531	466	470	333
399	535	468	471	344
514	538	485	472	345
515	542	486	477	358
516	551	488	488	472
517	552	489	489	473
519		498	490	474
528				477
				478
				479
				481
				482
				485
				486
				489
				490
				495
				497
				498
				499
				501
				503
				514
				515
				530

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 8月24日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年10月10日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年11月12日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成20年 3月 5日 (第124回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 4月 9日 (第125回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成20年 5月14日 (第126回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成20年 7月 2日 (第128回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成20年 8月 6日 (第129回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成21年 1月21日	・ 実施機関から「意見の補充について」の提出を受けた。
平成21年 1月28日 (第131回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成21年 2月23日 (第132回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成21年 3月25日 (第133回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成21年 3月27日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理